

第25回

若者の情報商材・暗号資産(仮想通貨)トラブル 「もうかる」はずが、残ったのは借金…

相談事例

- ①インターネットで副業を探していると、株取引で2000万円もうかるというサイトを見つけた。もうかる株の情報を20万円で購入するよう勧められ、大学生なのでお金がないと伝えるとクレジットカードを作るように指示されたので、カード番号を伝えて決済した。しかし、指示どおりにしても株価予想に必要なパソコンの設定ができない。高額で支払えず解約したい。
(10歳代、男性)
- ②SNSで知り合った人に誘われてセミナーに参加した。「日本円を暗号資産に替えて海外事業者の専用口座に入金すると高い利息が付く」と説明され、40万円を暗号資産に替えて専用口座に送金した。しかし、後日出金しようとしたらできなかった。約束どおり利息を付けて返金してほしい。
(20歳代、女性)

●問題点とアドバイス

情報商材や暗号資産(仮想通貨)に関するトラブルが、10～20歳代の若者に増えています。

(1)「うまい話」はありません

情報商材は、インターネットの通信販売等で、副業や投資、ギャンブル等で高額収入を得るためのノウハウなどと称して販売されている情報です。契約するまで中身を確かめることができないため、広告や説明と違ってあまり価値のない情報だったという相談も寄せられています。また、後から高額なコンサルティングやソフトウェア等の契約をさせられるケースもあります。

暗号資産はインターネットを通して電子的に取引されるデータであり、価格が変動するため、価格が急落して損をする可能性があります。また、暗号資産が詐欺的な投資の勧誘に利用されている場合もあります。マッチングアプリ等で知り合った人から勧誘されて投資したが出金できなくなるというケースでは、投資サイト自体が架空のものである可能性もあり、勧誘者や事

業者と連絡が取れなくなると、被害を回復することは困難です。

情報商材、暗号資産いずれの場合も、「簡単に稼げる」ことを強調する広告や誘い文句を安易に信じてはいけません。知人や友人から勧誘されて断りにくいと思っても、必要のない契約はきっぱり断りましょう。

(2) 借金をしてまで契約しないでください

勧誘に対して「お金がない」と言って断ると、クレジットカードで高額決済をさせられたり、学生ローン等で借金するように勧められたりする場合があります。断る際は「契約しない」とはっきり断りましょう。

(3) 2022年4月から『18歳で大人』に

成年年齢引き下げにより、20歳代に多いトラブルが18歳、19歳でも増えることが懸念されます。簡単に稼げる方法はないことを認識し、もうけ話の広告や勧誘には十分注意しましょう。

参考：国民生活センター「若者向け注意喚起シリーズ(No.2)情報商材や暗号資産(仮想通貨)のトラブルー「もうかる」はずが、残ったのは借金…」(2021年6月3日公表) http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20210603_1.html